

第24 定期点検

1 定期点検制度

すべての危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、その位置、構造及び設備の技術上の基準を維持し、常に自らの危険物施設を点検しなければならない。

また、政令で定めた危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、定期に点検し、その点検記録を作成し、一定の期間これを保存すること。

定期点検を必要とする製造所等（危政令第8条の5）

対象となる製造所等	対象施設
地下タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所	すべて
製造所 一般取扱所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定数量の倍数が10以上のもの (指定数量の倍数が30以下で、かつ引火点が40℃以上の第四類の危険物のみを取り扱う一般取扱所で危険物を容器に詰め替えるものを除く) ・地下タンクを有するもの
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が100以上のもの
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が150以上のもの
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が200以上のもの
給油取扱所	地下タンクを有するもの

※危規則第9条の2に該当するものは対象外

2 点検実施時期と点検事項

定期点検は、原則として1年に1回以上、危険物取扱者、危険物施設保安員又は危険物取扱者の立会いを受けた者が行わなければならない。

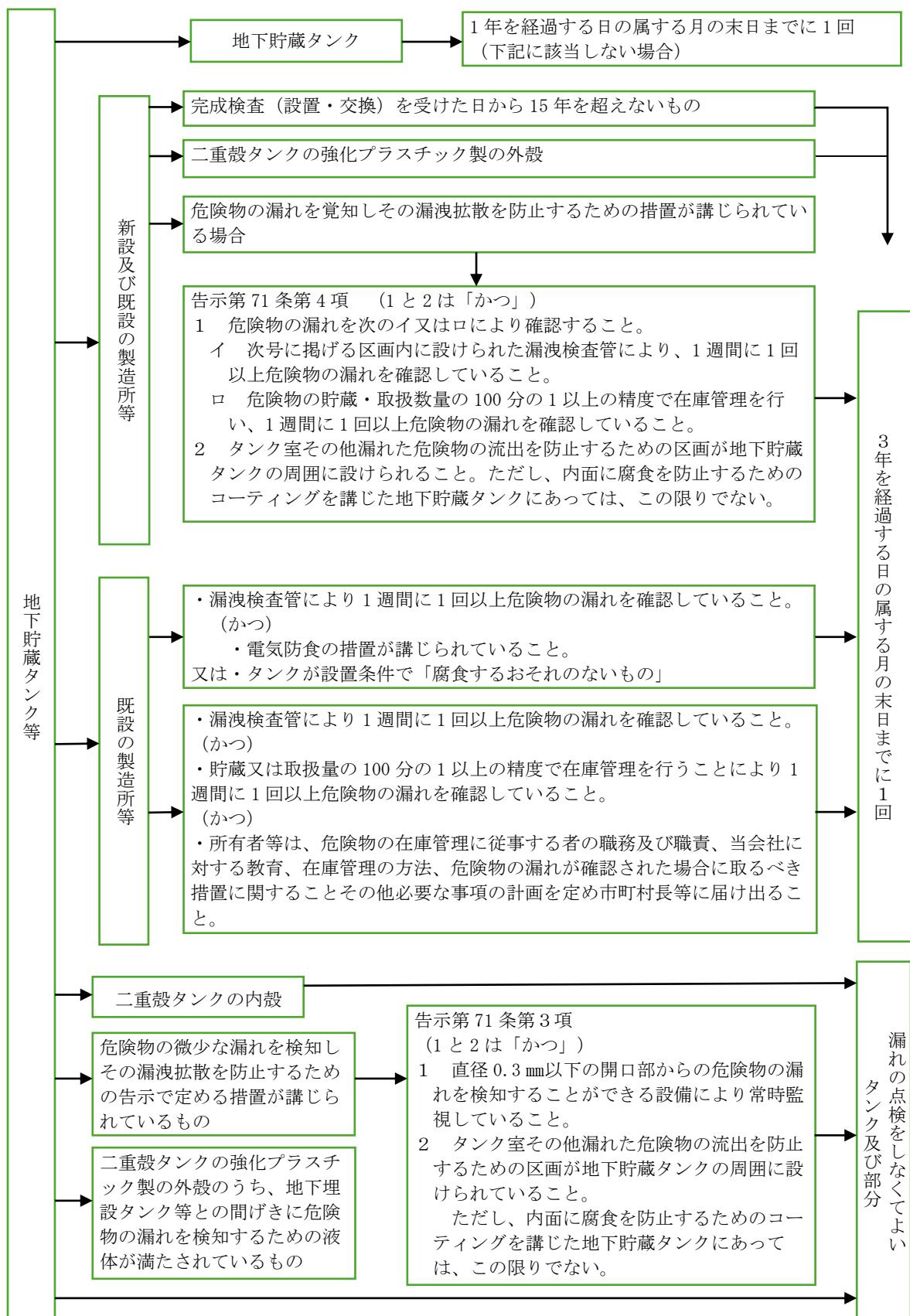
また、地下タンク、地下埋設配管及び移動貯蔵タンクの漏れの点検（危規則第62条の5の2から第62条の5の4に該当する点検）は、点検の方法に関する知識及び技能を有する者（一般財団法人全国危険物安全協会実施の講習終了者等）が実施し、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日消防危第33号）により点検すること。

点検対象	点検周期
地下貯蔵タンク	1年又は3年に1回
二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻	3年に1回
地下埋設配管	1年又は3年に1回
移動貯蔵タンク	5年に1回

※点検の実施時期は、完成検査済証の交付を受けた日又は直近において点検を行った日を起点とし、次回の点検期限は、点検周期を経過する日の属する月の末日までとする。

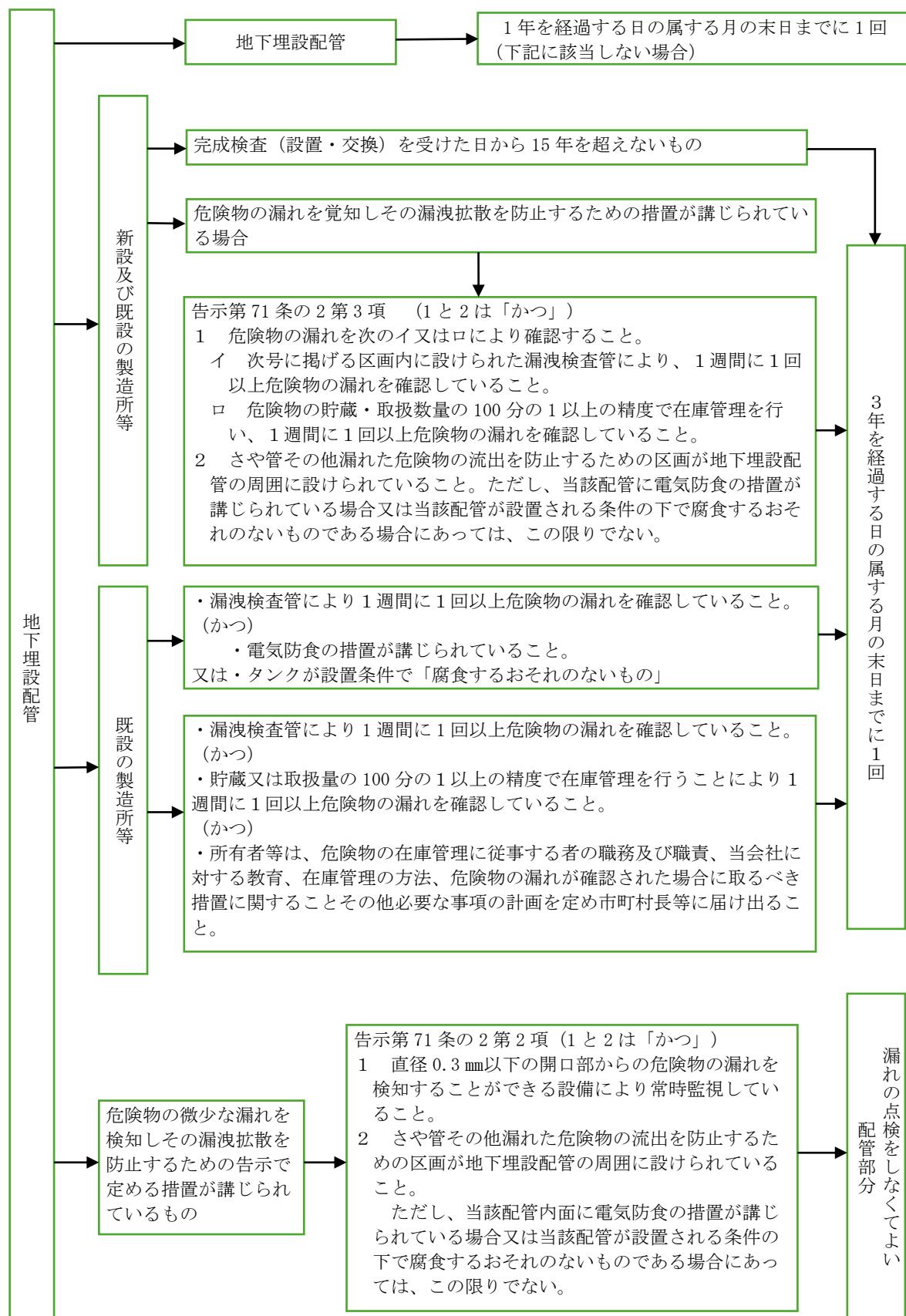
地下貯蔵タンク等の定期点検（漏れの点検）

※既設とは、平成16年3月31日時点で許可がされたもの



地下埋設配管に係る定期点検（漏れの点検）

※既設とは、平成16年3月31日時点で許可がされたもの



3 点検実施時期と点検事項

次に掲げる事項を記載しなければならない（危規則第62条の7）

- (1) 点検をした製造所等の名称
- (2) 点検の方法及び結果
- (3) 点検年月日
- (4) 点検実施者の氏名又は立ち会った危険物取扱者の氏名

4 点検記録の保存期間

点検記録区分	保存期間
地下貯蔵タンク及び二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻の漏れ点検	3年間
地下埋設配管の漏れの点検記録	3年間
移動貯蔵タンクの漏れの点検記録	10年間
その他の点検記録	3年間

※危険物の貯蔵及び取り扱いが休止され、保安上支障がないと認められ一定期間延長する場合は、延長期間を加えた期間となる。